

身につける金属製品の安全確保を求める会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「身につける金属製品の安全確保を求める会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、徳島大学大学院医歯薬学研究部顎機能咬合再建学分野におく。

(目的)

第3条 本会は、金属製の装飾品や日用品(以下「金属製品」と総称する)における金属溶出量の法的規制や表示ルールの整備等を、行政および事業者を求める活動を行うことにより、身につける金属製品の安全確保を目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 金属製品の安全基準策定および強化に向けた提言活動
2. 金属製品の安全性に関する情報提供および啓発活動
3. 金属製品の安全検査および認証制度に関する調査・研究
4. 金属製品に関する消費者の意見や苦情の収集およびそれに基づく改善提案
5. 安全な金属製品の普及を促進するための講演会およびセミナーの開催
6. その他、目的の達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員と賛助会員によって構成される。

1. 正会員:本会の活動に賛同し、積極的に参加する個人または団体
2. 賛助会員:本会の活動を支援する個人または団体

(入会)

第6条 当会の目的に賛同し入会を希望する者は、所定の申請手続きを経て、第11条に定める役員会の承認を得て会員となる。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。ただし、本会の活動に必要な経費が生じた場合、会員に対してその都度、任意の範囲で寄付や費用負担をお願いするものとする。会員は、無理のない範囲で協力することができる。

2. 納付されたものは、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会できる。また会員が当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をしたときなど正当な理由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 1名
4. 監事 1名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において正会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員会の設置)

第11条 本会に役員会を置く。

2. 役員会はすべての役員をもって構成する。

(役員会の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 会計は、本会の会計を業務を行う。

4. 監事は、会の業務執行状況および財務状況を監査し、必要に応じて改善提案を行う。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問の設置)

第 14 条 本会に、顧問をおくことができる。顧問は、役員の求めに応じて適切な助言を行い、必要に応じて会務を支援する。

第 4 章 総会

(総会の開催)

第 15 条 総会は年 1 回開催し、会長が招集する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。原則としてオンライン会議またはメール会議の形式で行う。

第 16 条(総会の招集)

総会の招集は、会長が行う。総会の開催日時、方法、場所(オンライン会議の場合は URL)、議題を事前にメールで正会員に通知する。

(議決事項)

第 17 条 総会では次の事項を議決する。

1. 規約の改正
2. 解散
3. 事業の変更
4. 事業報告及び収支決算
5. 役員の選任又は解任
6. その他会の運営に関する重要事項

(議決権)

第 18 条 総会での議決は、出席した正会員の過半数により行うものとする。

第 5 章 財務

(財務)

第 19 条 本会の財務は、寄付金、その他の収入によって賄われる。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 解散

(解散)

第 21 条 本会は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成があった場合に解散することができる。

附則

(施行)

本規約は、2024 年 12 月 5 日から施行する。